

※ 地域女性活躍推進交付金が計上されている予算案は、現在国会において審議されています。現時点では、政府案を前提とした準備行為であり、今後、変更がありうることに留意ください。

地域女性活躍推進交付金交付要綱

制	定	平成 27 年 2 月 12 日府共第 95 号
改	正	平成 28 年 1 月 21 日府共第 30 号
改	正	平成 28 年 10 月 17 日府共第 816 号
改	正	平成 29 年 3 月 27 日府共第 61 号
改	正	平成 30 年 3 月 28 日府共第 39 号
改	正	平成 31 年 3 月 27 日府共第 58 号
改	正	令和 2 年 3 月 27 日府共第 149 号
改	正	令和 3 年 3 月 26 日府共第 49 号
改	正	令和 3 年 4 月 12 日府共第 217 号
改	正	令和 3 年 12 月 21 日府共第 677 号
最終改正		令和 4 年 月 日府共第 号

内閣府事務次官通知

(通則)

第 1 地域女性活躍推進交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 この交付金は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき、第 5 次男女共同参画基本計画の期間において、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）（以下「市町村等」という。）が、地域の実情に応じて行う女性の活躍推進に資する取組を支援することにより、地域における関係団体の連携を促進し、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第 3 内閣総理大臣（以下「大臣」という。）は、令和 4 年 月 日付け府共第 号内閣府男女共同参画局長が別に定める「地域女性活躍推進交付金実施要領」（以下「実施要領」という。）第 3 により、市町村等が行う事業（以下「補助事業」という。なお、補助事業のうち、都道府県が行う事業を「都道府県事業」、市町村が行う事業を「市町村事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付するものとする。

2 補助対象経費の区分、基準額、対象経費及び補助率は別表 1 及び別表 2 のとおりとする。

3 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。

(1) 第 1 項に掲げる都道府県事業に対する交付金は、次により算出するものとする。

ア 別表 1 及び別表 2 の第 1 欄に定める都道府県事業区分で、第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比

較していずれか少ない額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

イ アにより算出された区分ごとの額を合算する。

(2) 第1項に掲げる市町村事業に対する交付金は、次により算出するものとする。

ア 別表1及び別表2の第1欄に定める市町村事業区分で、市町村ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

イ アにより算出された区分ごとの額を合算する。

4 補助事業は公募により実施するものとし、公募に関して必要な細目は、内閣府男女共同参画局長が別に定める公募要領によるものとする。

(申請手続)

第4 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県事業

都道府県知事は、別記様式第1号による申請書を別途定める日までに大臣に提出しなければならない。

(2) 市町村事業

ア 市町村の長は、別記様式第2号による申請書を、別途定める日までに都道府県知事に提出しなければならない。

イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、必要な調整を行った上で取りまとめ、別記様式第3号を別途定める日までに大臣に提出しなければならない。

2 前項の交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。(以下「消費税等仕入控除税額」という。))を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等控除仕入税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第5 大臣は、第4第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、別記様式第4号による交付金交付決定通知書を市町村等の長に送付するものとする。

2 前項において、交付申請者が市町村の長であるときは、都道府県知事を経由し、送付するものとする。

(交付申請の取下げ)

第6 市町村等の長は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

2 前項において、取下げの申請者が市町村の長であるときは、都道府県知事を経由するものとする。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第7 市町村等の長は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 総事業費の20%を超える増減

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 交付目的に変更をもたらすものではなく、かつ補助事業を実施する市町村等の自由な創意により、より効果的に交付目的の達成に資するものと考えられるとき。

イ 目的及び事業効果に直接関わりがない事業計画の細部の変更であるとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 前項の申請は、第4の規定を準用する。この場合において、第4の第1項及び第2項中の「交付」とあるのは「変更承認」と、同第1項(1)中「別記様式第1号」とあるのは「別記様式第5号」と、同項(2)ア中「別記様式第2号」とあるのは「別記様式第6号」と、同項(2)イ中「別記様式第3号」とあるのは「別記様式第7号」と、同第2項中「交付申請」とあるのは「変更承認申請」と読み替えるものとする。

3 大臣は、第1項及び第2項に基づく変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該市町村等の長に通知するものとする。この場合において、変更申請者が市町村の長であるときは、都道府県知事を経由するものとする。

4 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業遅延の届出)

第8 市町村等の長は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を速やかに大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項において、届出者が市町村の長であるときは、都道府県知事を経由するものとする。

(状況報告)

第9 市町村等の長は、補助事業の遂行及び支出状況について大臣の要求があったときは、速やかに別記様式第8号による遂行状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 前項において、報告者が市町村の長であるときは、都道府県知事を経由するものとする。

(実績報告)

第10 この交付金の実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県事業

都道府県知事は、補助事業を完了したとき(第7の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第9号による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(2) 市町村事業

ア 市町村の長は、補助事業を完了したとき(第7の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、別記様式第10号を関係書類とともに、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの書類を受理したときは、必要な調整を行い、取りまとめの上、別記様式第 11 号により関係書類を添えて、翌年度の 4 月 10 日（第 7 により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して 30 日を経過した日）までに大臣に提出するものとする。

- 2 第 4 第 2 項ただし書により交付の申請をした市町村等の長は、前項の報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

（交付金の額の確定）

第 11 大臣は、第 10 第 1 項の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、市町村等の長に通知するものとする。

- 2 前項において、交付申請者が市町村の長であるときは、都道府県知事を経由し、送付するものとする。
- 3 大臣は、市町村等の長に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日（当該地方公共団体が当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は 90 日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還）

第 12 市町村等の長は、第 11 の規定に基づく交付金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第 12 号により速やかに大臣に報告しなければならない。

- 2 前項において、交付申請者が市町村の長であるときは、都道府県知事を経由するものとする。
- 3 大臣は、第 1 項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の返還については、第 11 第 4 項の規定を準用する。

（交付金の支払）

第 13 交付金は、第 11 の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要なと認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 市町村等の長は、前項の規定により交付金の概算払を受けようとするときは、別記様式第 13 号による概算払請求書を大臣に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

- 3 前項において、交付申請者が市町村の長であるときは、都道府県知事を経由するものとする。

（交付決定の取消し等）

第14 大臣は、第7の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、第5の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 市町村等の長が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 市町村等の長が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 市町村等の長が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第1項(1)から(3)までの場合による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第11第4項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第15 市町村等の長は、補助対象経費(補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(交付金の経理)

第16 市町村等の長は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかななければならない。

2 市町村等の長は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(その他)

第17 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、男女共同参画局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年2月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

(施行)

第 1 この要綱は、令和 2 年 3 月 27 日から施行する。

(経過措置)

第 2 この要綱の施行の際、現にある要綱により交付決定された補助事業については、改正前の要綱がなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 12 月 21 日から施行する。

附 則

(施行)

第 1 この要綱は、令和 4 年 月 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

第 2 この要綱の施行の際、現にある要綱により交付決定された補助事業については、改正前の要綱がなおその効力を有する。

(別表1)

補助対象経費の区分及び補助率

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
都道府県事業	1 都道府県につき 1,600 万円 (注)	地域女性活躍推進事業のうち、女性活躍の推進のための取組に必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、共済費等	1 / 2
市町村事業	政令指定都市 1 市につき 1,000 万円 上記以外の市町村 1 市町村につき 500 万円	地域女性活躍推進事業のうち、女性活躍の推進のための取組に必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、共済費等	1 / 2

注：都道府県が以下の事業を実施する場合には、基準額を 2,000 万円とする。

- ① 女性役員の育成に係る事業
- ② 推進計画未策定市町村を対象とした女性活躍推進に関連した事業又は推進計画策定支援事業

(別表2)

補助対象経費の区分及び補助率

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
都道府県事業	1 都道府県につき 1,600万円	地域女性活躍推進事業のうち、社会参画や就労等へつなげたり、社会との絆・つながりを回復できるよう、様々な課題・困難・不安を抱える女性への支援に関する取組に必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、共済費等	1 / 2
	1 都道府県につき 1,500万円	地域女性活躍推進事業のうち、不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう支援する取組で、主たる事業を特定非営利法人等に委託する事業において必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、改修費（軽微なものに限る）、共済費等	3 / 4 (注)
市町村事業	市及び特別区 1 地方公共団体につき 1,600万円 町村 1 地方公共団体に つき1,000万円	地域女性活躍推進事業のうち、社会参画や就労等へつなげたり、社会との絆・つながりを回復できるよう、様々な課題・困難・不安を抱える女性への支援に関する取組に必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、共済費等	1 / 2
	1 市町村につき 1,500万円	地域女性活躍推進事業のうち、不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう支援する取組で、主たる事業を特定非営利法人等に委託する事業において必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、改修費（軽微なものに限る）、共済費等	3 / 4 (注)

注：都道府県及び市町村が主たる事業を特定非営利法人等に委託する事業（外部委託）で、その知見を活用して実施する場合であって、当該委託事業にかかる経費（委託料）の総事業費に占める割合が 3/4 以上となる場合に限り、補助率を 3/4 とする。